

令和7年度 第2回神戸市市民福祉調査委員会 成年後見専門分科会

日時：令和8年3月24日(火)14時00分～15時00分
場所：こうべ市民福祉交流センター3階 301教室

議事次第

1. 開会

2. 報告

神戸市における成年後見制度等の利用状況
市民後見人候補者の養成

3. 協議事項

成年後見制度利用における現状・今後の課題認識

4. 閉会

資料

資料1	神戸市市民福祉調査委員会 成年後見専門分科会 委員名簿
資料2	神戸市市民福祉調査委員会 成年後見専門分科会 事務局名簿
資料3	神戸市における成年後見制度等の利用状況
資料4	市民後見人候補者の養成
資料5	成年後見制度利用における現状・今後の課題認識
資料6	令和7年度包括外部監査結果報告書(概要) 抜粋

市民福祉調査委員会 成年後見専門分科会 委員名簿

(50音順・敬称略)

《委員》

- 植戸 貴子 神戸女子大学健康福祉学部 教授
- 植野 礼子 池田宮川あんしんすこやかセンター 運営管理者
- 内布 茂充 (公社)コスモス成年後見サポートセンター兵庫県支部 支部長
(行政書士)
- 榎本 昌起 (一社)兵庫県社会福祉士会 ぱあとなあ兵庫 副運営委員長
- 澤井 靖人 (公社)成年後見センター・リーガルサポート 理事長
(司法書士)
- ◎ 種谷 有希子 高齢者・障害者総合支援センターたんぽぽ 幹事
(弁護士)
- 村上 英樹 シルバー法律研究会 代表幹事(弁護士)
- 平澤 裕紀子 近畿税理士会 公益活動対策部 部員
- 安森 司 にしこうべ障害者相談支援センター センター長 【欠席】
- 山口 健也 (医)向陽会 向陽病院 院長(精神科医) 【欠席】

《オブザーバー》

- 櫻間 悦子 ひょうご障害者相談支援センター センター長 【委員代理】
- 浅原 敏彦 兵庫社労士成年後見センター 副運営部長
- 宮寄 達也 兵庫県社会保険労務士会 事務局
- 内田 雄斗 神戸家庭裁判所 主任書記官
- 鳥生 雅代 神戸家庭裁判所 主任書記官
- 中西 亮子 (一社)兵庫県精神保健福祉士協会 理事
- 古川 直子 日本司法支援センター兵庫地方事務所 事務局長

◎=分科会長 ○=副分科会長

市民福祉調査委員会 成年後見専門分科会 事務局名簿

福祉局副局長	奥谷 由貴子
福祉局くらし支援課長	山添 昭仁
福祉局介護保険課担当課長	濱 裕子
福祉局高齢福祉課担当課長	渡辺 正樹
福祉局障害者支援課長	黒田 尚宏
神戸市社会福祉協議会事務局長	林 秀和
神戸市社会福祉協議会権利擁護支援部長	金子 麻理

神戸市における成年後見制度等の利用状況等について

○成年後見支援センター相談件数

(単位:件)

	R2	R3	R4	R5	R6	R8.1
電話・来所等相談	1,105	1,287	1,423	1,572	1,417	1,306
専門職相談	93	81	89	85	103	94

【相談内容内訳】制度全般 44.7%、申立方法 15.0%、任意後見制度 8.4%、その他 31.9%

○成年後見制度利用支援事業

			申立費用助成		後見報酬助成		合計	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額
R4年度	認知症	市長申立	0	0	41	6,681,050	41	6,681,050
		本人・親族申立	-	-	289	57,671,317	289	57,671,317
		計	0	0	330	64,352,367	330	64,352,367
	知的・精神	市長申立	1	5,690	9	1,776,904	10	1,782,594
		本人・親族申立	-	-	112	23,234,208	112	23,234,208
		計	1	5,690	121	25,011,112	122	25,016,802
R4年度 合計			1	5,690	451	89,363,479	452	89,369,169
R5年度	認知症	市長申立	0	0	52	8,951,003	52	8,951,003
		本人・親族申立	-	-	337	69,179,424	337	69,179,424
		計	0	0	389	78,130,427	389	78,130,427
	知的・精神	市長申立	0	0	13	2,611,704	13	2,611,704
		本人・親族申立	-	-	114	25,107,460	114	25,107,460
		計	0	0	127	27,719,164	127	27,719,164
R5年度 合計			0	0	516	105,849,591	516	105,849,591
R6年度	認知症	市長申立	1	5,588	46	7,977,991	47	7,983,579
		本人・親族申立	-	-	437	89,379,172	437	89,379,172
		計	1	5,588	483	97,357,163	484	97,362,751
	知的・精神	市長申立	0	0	11	2,390,060	11	2,390,060
		本人・親族申立	-	-	141	32,475,383	141	32,475,383
		計	0	0	152	34,865,443	152	34,865,443
R6年度 合計			1	5,588	635	132,222,606	636	132,228,194
R7年度 2月末	認知症	市長申立	0	0	40	6,957,972	40	6,957,972
		本人・親族申立	-	-	405	81,393,128	405	81,393,128
		計	0	0	445	88,351,100	445	88,351,100
	知的・精神	市長申立	0	0	6	1,245,146	6	1,245,146
		本人・親族申立	-	-	140	31,185,881	140	31,185,881
		計	0	0	146	32,431,027	146	32,431,027
R7年度2月末 合計			0	0	591	120,782,127	591	120,782,127

○市区町村長申立件数

(単位:件)

	R2	R3	R4	R5	R6
成年後見関係事件 申立件数(後見、保佐、補助、任意後見含む)					
全国	37,235	39,809	39,719	40,951	41,841
神戸家裁管内(兵庫県)	1,951	2,106	2,235	2,359	2,239
市区町村長申立件数					
全国	8,822	9,186	9,229	9,607	9,989
神戸家裁管内(兵庫県)	269	285	284	315	284
神戸市長申立件数	63	47	66	65	40

○成年後見制度の利用手続き相談室

市民後見人が実際の後見人受任等の経験を活かし、各区役所において制度の初歩的な説明・相談対応を行う。平成24年に東灘区で開始後、北神区を除く9区で実施中。

【相談件数】

区	(開設時期)	R2	R3	R4	R5	R6	R8.1
東灘	(H24.9)	7	10	23	18	27	22
灘	(H30.4)	3	5	8	11	12	11
中央	(H27.4)	1	1	1	9	3	7
兵庫	(H29.2)	3	7	8	9	11	9
北	(H29.10)	7	11	15	9	19	13
長田	(H26.7)	2	2	6	6	13	8
須磨	(H30.7)	3	1	8	13	9	5
垂水	(H25.9)	17	20	26	18	24	25
西	(H25.6)	4	10	21	10	22	27
西【岩岡】	(R4.9)	—	—	7	5	3	3
西【玉津】	(R5.10)	—	—	—	6	9	4
合計		47	67	123	114	152	134

○成年後見セミナー

制度を広く周知するため、市民向けセミナーとしてセミナーを年1回開催している。

日時：令和7年9月2日(火)13:30~15:30

※オンデマンド配信視聴期間 令和7年9月5日(金)~9月26日(金)

内容：任意後見制度について

- ・任意後見制度の基礎知識(制度概要、費用、メリット・デメリット等)
- ・制度利用事例
- ・その他(民事信託や身元保証の問題) など

講師：種谷 有希子 弁護士

参加人数：会場 114 名、オンデマンド視聴申込者数 269 名(視聴回数 333 回)

○出張説明会

地域や福祉関係機関、行政機関などからの要請に応じ、出張説明会を随時実施し、成年後見支援制度や日常生活自立支援事業の周知・啓発を行っている。令和4年度からは、出張説明会の際に個別案件の相談会も合わせて実施している。

令和6年度:17件(うち個別相談会付き出張説明会は7件)

令和7年度:30件(うち個別相談会付き出張説明会は3件) ※R8.1末時点

(R7出張説明会)

障害者関係	4件	(精神障がい者家族会連合会、障害者基幹相談支援センター など)
行政機関	5件	(区役所 など)
高齢者関係	18件	(あんしんすこやかセンター など)
その他	3件	(ふれあいのまちづくり協議会、区社会福祉協議会 など)

○銀行協定

1. 協定先 ※神戸市と各金融機関との2者協定

(1) 三井住友銀行(神戸市役所の指定金融機関) 協定締結日:令和3年10月1日

(2) みなと銀行(市内に本店を有する唯一の地方銀行) 協定締結日:令和3年10月1日

(3) 神戸市職員信用組合(主として神戸市役所職員を対象とする職域信用組合)

協定締結日:令和6年4月1日

2. 協定内容

(1) 本人・家族の負担軽減

「認知症神戸モデル」の「認知機能精密検査結果」を、認知判断能力等確認資料の一つとして活用する。

⇒機関窓口で記録を残さないため、件数等の実績は不明

(2) 早期相談の推進

機関窓口及び成年後見支援センター窓口において支援が必要な方を把握した際に、窓口間で取次ぎを実施する。

⇒実績 2件(令和7年1月末現在)

※成年後見支援センターから機関窓口へ取次ぎを実施

内容:ターミナル期となった配偶者・入院中の親族の医療費等の預金取引

※成年後見支援センターへの金融機関に関する相談件数

協定前:2.7件/月 協定後:14.9件/月(R6年度:179件)

(3) 単身の高齢者等の支援に関する調査・研究に関すること

成年後見人など、第三者が高齢者等の金銭管理を実施する場合の支援充実を図るため、調査・研究に取り組む。

⇒令和4～5年度、三井住友銀行の後見人サポートシステムのユーザーテストに3名の市民後見人が参加

3. 令和7年度の取り組み

(1) 定例会等の実施

協定先の金融機関と定例会を開催し、情報交換及び連携強化を図った。

令和6年度に協定を締結した神戸市職員信用組合と協定内容を協議し、令和7年11月より機関

窓口及び成年後見支援センター窓口の窓口間での取り次ぎを開始した。

(2) 新たな協定先の拡充

(株)ゆうちょ銀行との「認知症神戸モデル精密検査結果」の取り扱い及び成年後見制度パンフレット設置等の協力への調整を行った。(令和7年8月より導入開始)

また、新たな協定先を拡充するため、神戸市に支店がある金融機関についての検討を行った。

○権利擁護施策(令和7年度の取り組み)

①成年後見制度の相談支援体制強化及び利用促進

相談&連携 の強化	(1) 早期相談につなげるための個別支援の実施
	○成年後見支援センターへのオンライン相談の実施(R5.7月から開始) ○関係機関からの要請に応じた支援者との連携を図る(出張説明会の実施)
相談&連携 の強化	(2) 各金融機関との連携強化
	○定例会実施による情報交換・連携強化 ○金融機関職員向け研修での成年後見制度に関する説明(9月実施、参加者110名) ○金融機関と合同での相談会の実施 ○令和6年度に新たに協定を締結した神戸市職員信用組合との協定内容協議 ○(株)ゆうちょ銀行との「認知症神戸モデル精密検査結果」の取り扱い及び成年後見制度パンフレット設置等の協力への調整 ○新たな協定先の検討
	(3) 区域・生活圏域単位での理解促進事業の実施
	○地区民児協や高齢者ふれあい給食会での出前トークなど、市民後見人による広報啓発活動など、身近な地域での広報 ○個別相談会付き出張説明会において制度の広報
	(4) 後見人(親族・法人)のスキルアップと基盤強化
後見人の 支援	○後見受任活動を展開するNPO法人等の活動状況把握 ○親族後見人への支援・相談対応 ○市内の法人後見団体を対象とした情報交換会の開催
中核機関 関係	(5) 中核機関に関する取り組みの検討
	○専門職団体や関係機関等が連携体制を強化するための「神戸市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会」の開催

②日常生活自立支援事業の利用促進

	R2	R3	R4	R5	R6	R8.1
利用者数	589件	570件	574件	612件	636件	677件
新規・契約前 調査数	119件	119件	381件	393件	410件	358件
新規契約数	110件	98件	95件	125件	134件	131件

市民後見人候補者の養成について

1. これまでの取り組み

- 本市では平成 23 年度から第1期の養成研修を実施
- 現在、221 名が研修修了し、110 名が候補者名簿に登録

≪市民後見人養成状況(候補者名簿登録者数)≫ ※令和 8 年 1 月末時点

		修了者数	候補者名簿登録者数
第1期	平成 23 年度	39 名	6 名
第2期	平成 24 年度	27 名	7 名
第3期	平成 25～26 年度	24 名	7 名
第4期	平成 27 年度	27 名	9 名
第5期	平成 28 年度	30 名	13 名
第6期	平成 30 年度	10 名	9 名
第7期	令和3年度	12 名	11 名
第8期	令和4年度	7 名	6 名
第9期	令和5年度	11 名	10 名
第10期	令和6年度	21 名	19 名
第11期	令和7年度	13 名	13 名
		221 名	110 名

2. 現在の受任状況（令和 8 年 1 月末時点:29 件が受任活動中）

- 市民後見人の受任対象案件は、
 - ①神戸市内に居所がある、②多額の資産や負債がない、③親族間の紛争や権利侵害がない、④居住の確保がされている、または居住確保の方向性が確保されている方
 といった財産管理や身上保護に困難性がないと判断されるケースを対象としている。
- 市社会福祉協議会が成年後見監督人として選任を受けて、全面的な支援を行いながら活動中

3. 第 12 期市民後見人養成研修

- 事前説明会
 - 令和8年3月6日(金)申込者数(32 名) 参加者数(21 名)
 - 7日(土)申込者数(25 名) 参加者数(21 名)
 - オンデマンド配信 申込者数(55 名)
- 養成研修
 - 基礎研修 令和8年6月4日～7月2日(5回)予定
 - 実務研修 令和8年9月3日～10月8日(5回)予定

【参考】市民後見人選任審判

- 選任審判件数累計:129 件(うち 29 件が受任活動中)
- 新規選任件数 : 令和6年度 11 件、令和7年度(R8.1 末)10 件

成年後見制度利用における現状・今後の課題認識

1 民法（成年後見等関係）等の改正を踏まえた課題

法制審議会民法（成年後見等関係）部会第 33 回会議（令和 8 年 1 月 27 日開催）において、「民法（成年後見等関係）等の改正に関する要綱案」を取りまとめ

（法務省ウェブサイト https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00329.html）

○要綱案の主なポイント

- ・制度利用は「判断能力の不十分さ」が要件だが、具体的な必要性や他手段での対応の検討も必要
- ・必要性に基づいた具体的・限定的な権限付与（代理権、同意権・取消権）
- ・制度開始や各権限付与には、本人の請求又は同意に基づくことが原則
- ・一年に一回、必要性等の継続状況について家庭裁判所へ報告義務
- ・必要性が解消した場合（本人の状態、他の支援制度利用、生活環境等）には、終了（取消し）

→成年後見制度は、適切な時機に、必要な範囲と期間で利用するものへ

⇒本人を支援するチームにおいて、本人や環境の状況把握と他の手段による対応可否や必要性有無の検証が必要となり、本人の状況変化に応じて柔軟に対応することが求められる

* 支援チーム：本人、親族等、福祉支援者、病院・施設、地域、成年後見人等

2 令和 7 年度包括外部監査における指摘事項・意見（監査結果報告書（概要）抜粋、資料 6）

（1）監査テーマ

地域包括ケアシステムの構築、深化・推進

* 成年後見制度関連：成年後見制度利用支援事業、成年後見支援センター運営事業

（2）指摘事項・意見

○成年後見制度利用支援事業

- ・意見 22：市長申立てに至らない者への総合的福祉施策実施

○神戸市成年後見支援センター運営事業

- ・意見 62：中核機関としての個別支援コーディネートのさらなる強化

…成年後見制度を必要とされる方が確実に利用できることに加え、

成年後見制度を利用しない方も含めて総合的福祉施策を案内・実施できる体制の整備を

⇒本人を支援するチームとしての体制が重要であり、成年後見制度利用における課題

令和7年度

包括外部監査結果報告書
(概要)

地域包括ケアシステムの構築、深化・推進

神戸市包括外部監査人
弁護士 松谷 卓也

第1章 包括外部監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び包括外部監査契約に基づく特定の事件に関する監査

第2 選定した特定の事件及び監査対象期間

1 選定した特定の事件（監査テーマ）

地域包括ケアシステムの構築、深化・推進

2 監査対象期間

令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

ただし、必要に応じて過年度及び令和7年度の事務についても監査対象とした。

第3 監査テーマ選定の理由

神戸市（以下「市」という。）の人口は、平成12年に150万8944人で、その後、少しずつ増加していたが、平成23年頃をピークに、近年は毎年減少傾向にあり、平成30年に153万7703人、令和6年は149万4661人と漸減している。その一方で、65歳以上の高齢者の人口は、逆に大きく増加し続けており、平成12年に24万9658人であったのが、平成30年に42万2933人、令和6年には43万4595人にまで急増し、全人口に占める高齢者の比率は約29.1%の水準に至っている。

そして、高齢者の人口、全人口に占める比率は今後も年々増加していくことが予想されており、令和22年には、高齢者は45万7795人、市内全人口に占める割合は34.8%というさらなる高水準になることが見込まれている。

また、市内における65歳以上の高齢夫婦世帯数は、平成12年で4万175世帯、令和2年には7万7805世帯となるうえ、高齢独居世帯数については、平成12年で5万4684世帯であったのが令和2年には10万1752世帯まで増加の一途を辿っており、地域としてのサポートの必要性は益々高まっているものといえる。

さらに、神戸市内の要介護（要支援）認定者は、平成12年は2万6040人であったのが、令和3年には9万1755人と、高齢者の人口増加率以上に要介護認定者の割合が増加しているうえ、今後の推計では市内全体の人口や高齢者を支える生産年齢人口は減少し続ける予測であるなか、要介護認定者は令和17年までさらに増加していく予測であることから、市内における高齢者の介護予防、介護、医療、居住や生活支援制度を整備し、高齢化社会に対応し続けるだけの社会的体制を整備し続ける必要がある。

令和7年度における予算規模として、介護保険事業費の歳出は1560億円、後期高齢者医療事業費は504億円と大きく、これらの支出を介護予防の充実により抑えることは財政面としても重要である。

そして、令和7年度予算としての、市による地域包括ケアシステムに関する各種事業費は合計約85億円の見込みとなっており、これらの適正な執行や効果を監査することは重要である。

加えて、国からも、地域包括ケアシステムについて、団塊世代が75歳以上となる令和7年を目途に体制を整えていくことが各地域に求められていることからすると、このタイミングにおいて地域包括システムの構築、深化・推進状況を監査することはふさわしい。

よって、地域包括ケアシステムの構築、深化・推進により、高齢者であっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、また、孤立することがないように、住まい、医療、介護、予防、生活支援を一体的に進めていく必要があり、かかる観点から有効な施策が行われているか、有機的な連携がとれているのか監査するとともに、その一方で、不相当な財政負担がないか外部から監査を行うことは重要な意義があり、市民利益にも有用であるため、監査対象として選定した。

第4 包括外部監査の方法

1 監査の視点、着眼点

(1) 基本的な視点

以下の基本的視点に加え、公平、公正の観点から監査を実施した。

- ア 法令違反の事務執行はないか（地方自治法第2条第16項―適法性の視点）
- イ 最少の費用で最大の効果をあげているか（同法第2条第14項―経済性、効率性、実効性 [いわゆる3E] の視点）
- ウ 住民福祉の増進に寄与するものであるか（同法第2条第14項）
- エ 組織及び運営の合理化が図られているか（同法第2条第15項）

(2) 特に留意した着眼点

地域包括ケアシステムとは、一般的には、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最後まで可能な限り続けることができるように、住まい、医療、介護、予防、生活支援が地域で一体的に提供される体制のことを指しているものであるが、抽象的で関連する範囲は非常に広く、関連するもの全てを限られた時間と人員、予算のなかで監査することは難しく、一定の絞りをかけなければ、深度のある監査を行うことができなくなる。

また、高齢者福祉に関する事業に対する監査については、約10年前とはいえ、平成27年度に「高齢者福祉に関する事業」を監査テーマとして包括外部監査が行われていることから、監査の有効性、効率性として、同監査との重複を回避することが望ましい。

そのため、今回の監査の主眼については、高齢者を対象とする地域包括ケアシステムの構築、深化・推進とし、障害者を対象とするものも除くこととする。

さらに、あくまで同システムの枠組みや体制、連携状況、支援の仕組みを監査対象とし、原則として、同システムに基づき実際に介護を提供する施設（指定管理者、外郭団体の運営する施設）や医療を提供する病院等も対象から除くことで、過去の包括外部監査との重複を回避するとともに、上記のシステムの構築、深化・推進のための取組の監査に必要な範囲で深度のある監査を行う。

以上を前提として、概要、以下の項目について監査を行う。

ア 福祉局、健康局

- ① 地域包括ケアシステムに関する各事業について、各種施設、事業者や高齢者にとって有益かつ実効性のある事業が行われているか。
- ② 事業者や高齢者等への広報、周知は、対象者に適した方法で適時、適切に行われているか。
- ③ 社会情勢の変化に応じて、事業内容が見直されているか。
- ④ 補助金、負担金などの要否は適切に検討され、法令等に準拠して適切な交付手続を経たうえで、目的に適合する形で使用されているか（確認、検証もされているか）。
- ⑤ 事業費の予算の見積もり、積算は適切になされているか。
- ⑥ 委託事業の要否は適切に検討され、契約金額の合理的な低減努力が行われ、委託先の選定や契約及び事務手続は法令等に準拠して適切に行われたうえで、適切に履行されているか（履行内容の事後的な確認、検証もされているか）。
- ⑦ 福祉の観点を踏まえつつも、事業費と成果との比較（費用対効果）を適切に検討しているか。
- ⑧ PDCAサイクルは有効に行われ、施策に反映されているか。
- ⑨ 事業者への監査は適切に行われているか。監査対象の選定や、監査後の指導、改善状況の確認は適切に行われているか。

イ 建築住宅局、経済観光局、地域協働局、文化スポーツ局

おおむね(1)に準ずる視点になるが、そもそも、高齢者の介護予防の観点も含めて高齢者に対する施策が検討されているか。

また、高齢者対策に関して、必要な情報連携が他局との間で行われているか。

ウ 各区役所

- ① 本庁福祉局と区役所の間で適切な情報連携は行われているか。
- ② 地域包括ケアシステムに関する事業は適切に実行されているか（(1)の観点から）。
- ③ 区役所において施策を実行するなかで判明した課題はその後の本庁福祉局の施策に適切に反映されているか。

エ 社会福祉法人神戸市社会福祉協議会（ただし、財政援助団体等としてだけでなく、後述するように関係人調査としても対象としており、以下は関係人調査として

の調査項目も含む)

- ① 地域包括ケアシステムに関連する市からの受託業務、補助金事業等は適切に行われているか。
- ② 地域包括ケアシステムに関連する市からの受託業務、補助金事業等について、市への報告、相談は適切に行われているか。
- ③ 地域包括ケアシステムに関連する社会福祉法人神戸市社会福祉協議会からの委託事業の要否は適切に検討され、契約金額の合理的な低減努力が行われ、委託先の選定や契約及び事務手続は法令等に準拠して適切に行われたうえで、適切に履行されているか（確認、検証もされているか）。

オ 一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団

- ① 地域包括ケアシステムに関連する市からの受託業務等は適切に行われているか。
- ② 地域包括ケアシステムに関連する市からの受託業務について、市への報告、相談は適切に行われているか。
- ③ 地域包括ケアシステムに関連する一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団からの委託事業の要否は適切に検討され、契約金額の合理的な低減努力が行われ、委託先の選定や契約及び事務手続は法令等に準拠して適切に行われたうえで、適切に履行されているか（確認、検証もされているか）。
- ④ 地域包括ケアシステムに関する独自事業（市からの委託ではない事業）について、おおむね(1)に準ずる観点から事業が適切に行われているか。

2 主な監査の実施方法

(1) 監査の方法

監査手続は、おおむね以下の手法で行った。

ア 予備調査

令和7年4月15日、市における地域包括ケアシステムの概要を把握するために、市監査事務局（以下「監査事務局」という。）を通じて、市の福祉局、健康局等に対し、地域包括ケアシステムの全体像、医療、介護・介護予防、生活支援、住まい、補助金、負担金、請負・業務委託、その他地域包括ケアシステムの事業に従事する市の外郭団体等、指定管理者、市全体としての関連事業等について、回答、資料提出を求める質問書を送付し、一部を除き同年5月9日頃までに回答書、各資料の提出を受けた。

イ 追加調査及び本調査

上記の予備調査を踏まえ、監査の便宜上、補助者9名を4チームに分け、既述した「特に留意した着眼点」に基づき監査対象事項を整理分担し（主として、局や外郭団体ごとにチームを分けた）、チームごとに個別の追加質問、資料要求事項を整理し、令和7年6月2日、予備調査の対象となった既述した各部署等に加え、関係

する外郭団体である社会福祉法人神戸市社会福祉協議会及び一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団に対し、これらの追加質問、資料要求事項を送付し、一部を除き、同年6月16日までにおおむね回答書、各資料の提出を受けた。

そのうえで、令和7年7月以降、資料の閲覧、ヒアリング、現地視察等の本調査を実施した。

また、資料の閲覧、ヒアリング、現地視察等の結果を踏まえて、質問事項、資料要求を随時追加で行い、それぞれ追加での回答、各資料の提出を受けた。

ウ 概要報告及び監査対象部局の見解を踏まえた監査結果等の検証

令和7年11月中旬、監査対象部局等に対し、監査の結果及び意見を記載した報告書の素案を示し、同年12月上旬から下旬にかけて事実認定や結果及び意見に関する対象部局等の見解を聴取、確認し、監査結果等の検証をあらためて行った。

第5 監査対象部局等

1 局、区役所

福祉局

健康局、建築住宅局、経済観光局、地域協働局、文化スポーツ局

各区役所の保健福祉部保健福祉課、北神区役所、北須磨支所の保健福祉課（ただし、システムの構築に関する監査であること、限りある監査の時間と人員を考慮し、実際の実地監査は灘区役所と兵庫区役所の2か所に絞った。）

2 外郭団体

社会福祉法人神戸市社会福祉協議会

一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団

第6 監査の実施体制

包括外部監査人	弁護士	松谷卓也
補助者	弁護士	青木志帆（社会福祉士）
	弁護士	大野彰子
	弁護士	鈴木亮
	弁護士	中野宗一郎
	弁護士	中村健人
	弁護士	森川拓
	弁護士	三好貴将
	弁護士	吉田皓
	公認会計士	道幸尚志

今回の監査が福祉に関する監査であることを踏まえ、弁護士資格だけでなく社会福

社士資格も有し、他の自治体職員として福祉実務を担当していた経験をもつ青木弁護士を補助者として入れた。

第7 往査等の状況

監査手続においては、主に、①監査人事務所や補助者事務所における記録の精査、検討、調査結果を踏まえた問題点の抽出作業、報告書起案に関する業務、②監査人事務所でのミーティングによる監査手法や問題点に関する協議、③市役所、区役所、社会福祉法人神戸市社会福祉協議会、一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団の事務所に赴いての資料閲覧やヒアリング、④介護関連施設の現地視察などの業務を実施した。

第8 包括外部監査の実施期間

令和7年4月1日から令和8年1月13日まで

第9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 監査の結果

第1 福祉局

項目	区分	タイトル / 要旨
1 1	成年後見制度の利用促進と関連事業の横断的視点からの見直し	
	指摘事項 1	成年後見制度に係る市長申立の適切な運用の実施
		市は、成年後見制度について、市長申立の対象を原則として後見人に限定している現行の運用を改め、適宜保佐人及び補助人も対象とするべきであり、かかる運用変更を踏まえたマニュアルの改訂や人的体制整備も行うべきである。
	意見 22	市長申立に至らない者への総合的な施策の実施
		市は、後見等開始の審判の市長申立に至らないと判断された場合の対象者の支援について、日常生活自立支援事業の活用のほか、事案に応じた職種の専門家による適切な支援への橋渡しについても上記マニュアルに盛り込むなど、対象者の支援として十分と考えられる総合的な施策を検討するべきである。
	意見 23	福祉施策における横断的観点からの見直しの実施
市及び市社協は、日常生活自立支援事業及び成年後見制度利用支援事業等の福祉施策について、横断的観点から現行実務の見直しを実施するべきである。		

第7 社会福祉法人神戸市社会福祉協議会

9	神戸市成年後見支援センター運営事業	
	意見 62	中核機関としての個別支援コーディネートのさらなる強化
市は、市成年後見支援センターが、第二期成年後見制度利用促進計画に示された中核機関として、個別のケースの支援方針や候補者に適した専門職を検討、助言し、成年後見制度を必要とする市民を確実に成年後見人等選任までつなげることができるよう、予算及び人員配置等所要の体制整備を行うべきである。		
意見 63	権利擁護事業に寄せられる相談に法律問題が含まれる場合の対応	
	市社協は、安心サポートセンター、成年後見センター、成年後見制度の利用手続相談室に寄せられる相談の中に法律問題が含まれる場合、弁護士又は司法書士相談を案内するよう	

		徹底するべきである。
	意見 64	仕様書に従った業務日報の作成
		市社協は、仕様書どおりの報告を履行するべきである。 市は、市社協に対し、仕様書に従った業務日報の作成、提出を求めるべきである。
10 安心サポートセンターにおける権利擁護法律相談と成年後見支援センターでの成年後見制度専門相談事業		
	意見 65	相談対象の整理
		市と市社協は、協議をした上で、市社協が行う、安心サポートセンター権利擁護相談事業における権利擁護法律相談、成年後見支援センターの運營業務における成年後見制度専門相談について、それぞれ相談対象、内容を整理するべきである。

《参考文献》

○資料6：令和7年度包括外部監査結果報告書

令和8年2月9日 神戸市ウェブサイトにて公開

(https://www.city.kobe.lg.jp/a80955/shise/kansa/kekka/2024~houkatsu.html?utm_source=recommend&utm_medium=mypage)

令和8年5月中旬～6月 指摘事項・意見に対する措置状況を同サイトにて公表

以降、3年間年1回 措置状況の更新を同サイトにて公表